

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止の
ための日本国とオランダ王国との間の条約の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	条約の成立経緯	一
2	締結の意義	一
二	条約の主要な内容	一
1	適用対象及び定義に関する規定	一
2	二重課税の回避等のための規定	一
3	条約の濫用を防止する措置に関する規定	二
4	二重課税の除去の方式に関する規定	二
5	その他	二
6	議定書	二
7	交換公文	三
三	条約の実施のための国内措置	三
四	条約と現行租税条約との事項別対照表	三

一 概説

1 条約の成立経緯

政府は、現行の日・蘭租税条約が昭和四十五年（千九百七十年）に効力を生じた後、平成四年（千九百九十二年）に一部改正されているものの、四十年近くが経過していることから、同条約の内容を改正するため、平成十六年（二千四年）六月以来、オランダ王国政府との間で交渉を行ってきた。その結果、条約の案文について最終的合意に達し、平成二十二年（二千十年）八月二十五日に東京において、日本側武正外務副大臣とオランダ側ドウ・ヘーア駐日大使との間でこの条約の署名が行われた。

2 締結の意義

この条約は、現行の租税条約の内容を全面的に改正するものであり、両国間の緊密化する経済関係を反映して積極的に投資交流の促進を図るため、配当、利子及び使用料（著作権、特許権等）の支払に対する源泉地国課税を更に減免することとし、特に、一定の親子会社間配当、一定の主体が受け取る利子及び使用料については源泉地国免税としている。また、こうした軽減措置の拡大と併せ、脱税及び租税回避行為の防止のため、現行の租税条約には含まれていない条約の特典の濫用を防止する規定等を新たに設けることとしている。この条約の締結により、脱税及び租税回避行為を防止しつつ、投資所得に対する源泉地国課税が一層軽減されることにより、我が国とオランダとの間の人的交流及び経済的交流がより一層促進されることが期待される。

二 条約の主要な内容

この条約は、前文、本文三十一箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、それらの主要な内容は、次のとおりである。

1 適用対象及び定義に関する規定

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用することを規定している（第一条及び第二条）。また、「租税」、「者」、「法人」、「国民」等の用語を定義するとともに、居住者の振り分け及び恒久的施設の範囲について規定している（第三条から第五条まで）。

2 二重課税の回避等のための規定

不動産所得については、不動産所在地国において課税することができること（第六条）、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合で、かつ、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ他方の締約国において課税されること（第七条）、国際運輸業所得については、企業の居住地国においてのみ課税されること（第八条）を規定するとともに、配当、利子及び使用料について、源泉地国での限度税率（第十条から第十二条まで）を規定している。また、不動産等の譲渡収益については、当該不動産等の所在地国において課税することができること（第十三条）、給与所得については、役務提供地国の滞在期間が百八十三日を超えないこと等の一定の要件を満たす場合を除くほか、役務提供地国において課税されること（第十四条）、法人の役員報酬については、法人居住地国において課税することができること（第十五条）を規定するとともに、退職年金等及び政府職員の報酬についての課税の原則（第十七条及び第十八条）について規定している。さらに、規定のないその他の所得については、受益者の居住地国においてのみ課税することができること（第二十條）を規定している。

3 条約の濫用を防止する措置に関する規定

この条約の特典の濫用を防止するため、条約の特典を享受することができる者を一定の要件を満たす適格者等に限定することを規定している（第二十一条）。

4 二重課税の除去の方式に関する規定

我が国及びオランダにおいては、いずれも外国税額控除方式等により二重課税を除去することを規定している（第二十二条）。

5 その他

両締約国の企業の間に商業上又は資金上の特別な関係がある場合における所得の計算方法並びにその場合の課税上の調整方法及び調整の期間制限（第九条）、租税に関する無差別待遇（第二十三条）、条約の規定に適合しない課税についての申立て並びに権限のある当局の間での協議及び仲裁手続（第二十四条）、両締約国が課する全ての種類の租税に関する情報の交換（第二十五条）、外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権とこの条約との関係（第二十七条）等について規定するほか、この条約の効力発生（第三十条）及び終了（第三十一条）について規定している。

6 議定書

この条約における年金基金の取扱い（議定書1）、天然資源の探査等の権利の内容（議定書2）、建設活動等から得られる利得について、恒久的施設によって当該活動等が実際に行われた結果得られる利得のみが当該恒久的施設に帰せられること（議定書3）、関連企業間で費用分担取決め等を締結した事実のみでは、移転価格課税が適用されないこと（議定書4）、オランダは法人の清算等に関連し受領する所得を「配当」として取り扱うこと（議定書5）、「中央銀行」等の範囲（議定書6）、オランダ居住者の法人の場合における「法人の役員」の範囲（議定書7）、退職年金等の受給資格を取得する期間の役務の提供の性質により、この条約における当該退職年金等の取扱いが異なること（議定書8）、匿名組合契約から得られる所得（分配金）及び収益（譲渡益）について、我が国の法令に従って源泉地国課税ができること（議定書9）、「一又は二以上の公認の有価証券市場において取引された法人の主たる種類の株式」の範囲（議定書10）、法人の事業の管理及び支配の主たる場所が当該法人の居住者とされる締約国内に存在するものとされる場合の要件（議定書11）、相互協議手続に係る仲裁手続及びその補足事項（議定書12）並びに情報の提供を拒否することができる場合（議定書13）について規定している。

7 交換公文

年金基金の範囲（第一項）、両締約国は「受益者」の地位の決定の際にはOECDモデル租税条約の注釈書に示される原則を考慮すること（第二項）、退職年金等が適正に課税されている場合の要件（第三項）、条約の特典を与えないこととする前に相手国の権限のある当局へ通知すること（第四項）及びオランダの居住者である法人が日本の居住者である法人から配当を取得する場合の二重課税の除去（第五項）について規定している。

三 条約の実施のための国内措置

この条約の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

四 条約と現行租税条約との事項別対照表

事 項	本 条 約	現行租税条約

21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
教授	政府職員	退職年金及び保険年金	芸能人及び運動家	役員報酬	給与所得	自由職業所得	譲渡収益	使用料	利子	配当	関連企業	海上運送及び航空運送	事業利得	不動産所得	減免の制限	恒久的施設	居住者	一般的定義	対象となる租税	対象となる者
なし	第十八条	第十七条	第十六条	第十五条	第十四条	なし	第十三条	第十二条	第十一条	第十条	第九条	第八条	第七条	第六条	なし	第五条	第四条	第三条	第二条	第一条
第二十一条	第二十条	第十九条	第十八条	第十七条	第十六条	第十五条	第十四条	第十三条	第十二条	第十一条	第十条	第九条	第八条	第七条	第六条	第五条	第四条	第三条	第二条	第一条

35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22
終了	効力発生	見出し	適用地域	外交使節団及び領事機関の構成員	相互通信	租税の徴収の共助	情報の交換	相互協議手続	無差別待遇	二重課税の除去	特典の制限	その他の所得	学生
第三十一条	第三十条	第二十九条	第二十八条	第二十七条	なし	第二十六条	第二十五条	第二十四条	第二十三条	第二十二條	第二十一条	第二十条	第十九条
第三十一条	第三十条	なし	第二十九条	第二十八条	第二十七条	第二十六条のB	第二十六条のA	第二十六条	第二十五条	第二十四条	なし	第二十三条	第二十二條